

【民暴委員会の草創期】

私は、平成 27 年 5 月 19 日を以って埼玉県公安委員長を退任した弁護士の山本であります。

私が弁護士を志した経緯は省略しますが、既に妻子を得てから、大学受験と司法試験の勉強を始め、同世代から 10 年出遅れで夢見た弁護士となり、社会経験を生かした弁護士業に踏み出しました。弁護士のスタートは、当時、弁護士で埼玉選出の参議院議員であった名尾良孝先生の下で修業をさせて頂きました。とても忙しい事務所で、毎夜 11 時頃に帰宅の途につくのが当たり前でありました。



山本 正士 弁護士

さて、私が暴力団の民事介入暴力事件（以下民暴という）に取り組む経緯ですが、ある日、暴力団に脅されている人からの相談があり、「今まで A 先生、B 先生、C 先生の事務所を訪ねました。何れの先生も忙しそうで、受任を拒まれて諦めていましたが、困り果てワラにも縋る思いで訪ねて来ました。」というものでした。何れの先生も、時間的余裕はあるのではと思えるのですが、怖い人を相手にする事件は、「忙しいから無理」と断るのが常態化していると痛感しました。

そこで、埼玉弁護士会会長に対して、民暴の実情とともに弁護士法第一条に掲げる「弁護士の使命」は如何なるものかと、続いて昭和 55 年の人権大会において、「民暴事案が多発するのは、暴力団に加担する弁護士がいることや、何もしない数多くの弁護士の存在が一番大きな原因であることを反省しなければならないと、ほぼ全員一致で可決された経緯があった。」ことを説明し訴えたところ、会長は、暴力団被害者の救済制度の必要性を理解してくれました。

そして、私は、昭和 59 年に静岡県において開催された日弁連主催の「拡大委員会」に初めて参加したことにより、他県の弁護士会では既に救済制度システムが構築されつつあることを知りました。

私は、本県弁護士会においても、かかる制度を早急に立ち上げて広く周知を図り、県民の多くの方々が、暴力団を恐れず被害者にならないために支援すべきであると、弁護士会長に説明し、その理解を得ることができました。

そして県警察本部捜査第四課長門井三郎氏、次席の井上長次郎氏ら多くの方の協力を得て、昭和 60 年 5 月「埼玉弁護士会民事介入暴力被害者救済センター」を立ち上げました。当時は、埼玉弁護士会内では反対意見も多く難産でしたが、故鍛冶先生、田島先生、加村先生、岡村先生方等が中心となりご尽力をいただきまして設立の運びとなりました。

なお、それまでの「日弁連拡大委員会」は、日弁連の民暴委員、地元の警察官及び保険会社等の暴力団から狙われ易い業種の団体等で30～40名が参集した小規模の会議でありましたが、昭和61年に埼玉会館において開催した「日弁連民事介入暴力対策委員会埼玉拡大委員会」では、約500名の方に参集していただき極めて盛況であったことから、「拡大委員会」と呼ぶには相応しくないと、その後は「〇〇大会」と名称が変わり、全国各地で益々盛況な大会へ発展していきました。

それから3年後の平成元年5月1日、当時の県警察の暴対官であった大島勲氏が中心となり関係者のご尽力により、「埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター」が設立され、毎年大規模な県民大会を開催しており、広く県民に同センターの活動等の理解をいただいております。

現在は、民暴委員の先生方、警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターのご努力と暴排条例制定等の影響により、行政、企業及び県民の意識が変わり、暴力団によるかつての典型的な民暴事案と暴力行為は減少し、暴力団は資金源枯渇に苦しんでいるものの、ここ数年では「元手もかからず、大儲けができる」との合言葉で、高齢者等の弱者を対象にした悪質な振込み詐欺等の特殊詐欺に手を出すなど、県内だけでも32億円（平成26年度）を越える多額な被害が出ています。

弁護士会と警察は、暴力団対策に関わる視点が異なります。すなわち警察は、警察法第二条「公共安全と秩序の維持」を責務とし、弁護士は弁護士法第一条「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命としております。暴力団対策に取り組むに当たり、相互の立場と視点の違いを理解し合ったうえで、両者は両輪の如く連携し協力していく必要があります。

最後になりますが、私は、平成4年施行の「暴対法」に、日弁連民暴委員会副委員長として、また、「埼玉県暴力排除条例」には埼玉県公安委員として関与させて頂きました。偶然とはいえ二度も思いがけない経験に恵まれたことに感謝しております。

結びに関係各位のご健勝とご多幸を祈念して筆をおかせていただきます。

寄稿者

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-6-19 高砂パークスペースビル 6階

山本正士法律事務所 ☎048-822-6693 FAX 048-824-8013

埼玉弁護士会所属

民事介入暴力対策委員会

山本正士 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.78」から編集したものです。